

「ソフトビニル製大型可動人形の骨格構造および該骨格構造を有するソフトビニル製大型可動人形」事件

知財高裁平成24年(ネ)第10018号事件(平成24年10月11日判決)
原審・東京地裁平成20年(ワ)第27920号

<キーワード>

均等論、本質的部分、不完全利用

<抜粋>

本件発明1の特許請求の範囲の記載と本件明細書1の記載を総合すれば、上記各連結構造は、本件発明1の目的ないし作用効果のうち、人形を「所望箇所」で屈曲動作ができる」とともに、「様々な姿態を一定時間維持できる」ものとするための構成にほかならず、しかも、これら4か所の連結構造が複合的に機能することによって、「所望箇所」での屈曲動作や「様々な姿態」の維持が実現されるという関係にある。そして、上記4か所の揺動可能又は回動可能な連結構造のうち1部位を回動不能とした場合には、当該部位を回動可能とすることによってとれた様々な姿態のうち一部の姿態がとれなくなる、すなわち、本件発明1の奏する効果の一部を得られなくなることが明らかである。

したがって、本件相違部分は、本件発明1の構成のうちで、同発明特有の課題解決手段を基礎づける特徴的な部分であると認められ、本件発明1の本質的部分に当たる構成である。

また、特許発明特有の課題解決手段を基礎づける特徴的な部分を認定するに当たっては、従来技術では達成し得なかった技術的課題の解決を実現するための従来技術に見られない特有の技術的思想に基づく解決手段の具体的構成を特定することが必要であるから、公知技術との関連を抜きに検討することはできず、控訴人の上記主張は、前提においても誤りというべきである。

控訴人は、仮に揺動・回動構成が本件発明1の本質的部分であるとしても、揺動・回動構成の1部位に限った回動規制は発明の全体の構成としての重要性は僅か8分の1にすぎず、この1部位を回動不能にしたからといって本件発明1の本質的部分が変更されたと評価し得ないと主張する。

しかし、本件発明1における4か所の揺動可能又は回動可能な連結構造は、本件発明1の目的ないし作用効果のうち、人形を「所望箇所」で屈曲動作ができる」とともに、「様々な姿態を一定時間維持できる」ものとするための構成にほかならず、これら4か所の連結構造が複合的に機能することによって「所望箇所」での屈曲動作や「様々な姿態」の維持が実現されるという関係にある。

本件発明1の上記4か所の連結構造のうち1部位に限った回動規制の重要性は、控訴人が主張するように8分の1にすぎないか否かはともかく、発明全体の構成の一部にすぎないとしても、この部位を回動不能にしたことによって、それまでとれていた様々な姿勢のうち一部の姿勢がとれなくなり、作用効果の一部が損なわれ、本件発明1と同じ効果は得られなくなることは、上記のとおりである。

したがって、本件発明1の上記4か所の連結構造のうち、1部位を回動不能とすることは、本件発明1の本質的な部分を変更するものというべきである。

特許権侵害訴訟において、相手方が製造等をする製品が特許発明の構成要件中の一部を欠く場合、文言上は全ての構成要件を充足しないことになるが、当該一部が特許発明の本質的部分ではなく、かつ均等の他の要件を充足するときは、均等侵害が成立し得るものと解される。しかしながら、本件発明1の4か所の連結構造のうち、腰部骨格に備えた胴部下端骨格連結部の「嵌合穴」に嵌合される「第一嵌入杆」との嵌合を「回動不能」とすることは、本件発明1の本質的な部分を変更するものであることは、上記のとおりである。したがって、控訴人の不完全利用の主張も採用することができない。